

葛城市障がい者計画

第6期葛城市障がい福祉計画

第2期葛城市障がい児福祉計画

概要版



令和3年3月
葛城市

計画策定の趣旨

本市においては「地域の輪がひとつになって」という基本理念のもと、「葛城市障がい者計画」「第5期葛城市障がい福祉計画」「第1期葛城市障がい児福祉計画」に基づき、障がい福祉に係る施策を総合的、計画的に取り組んできました。

これらの計画期間が令和2年度において終了することから、障がいのある人等の取り巻く環境や社会情勢の変化に対応し、共生社会の実現をより一層推し進めるために、新たな「葛城市障がい者計画」「第6期葛城市障がい福祉計画」「第2期葛城市障がい児福祉計画」を策定しました。

計画の期間

「葛城市障がい者計画」は令和3年度から令和8年度までの6年間とし、「第6期葛城市障がい福祉計画」及び「第2期葛城市障がい児福祉計画」の計画期間は令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

計画の基本理念と基本目標

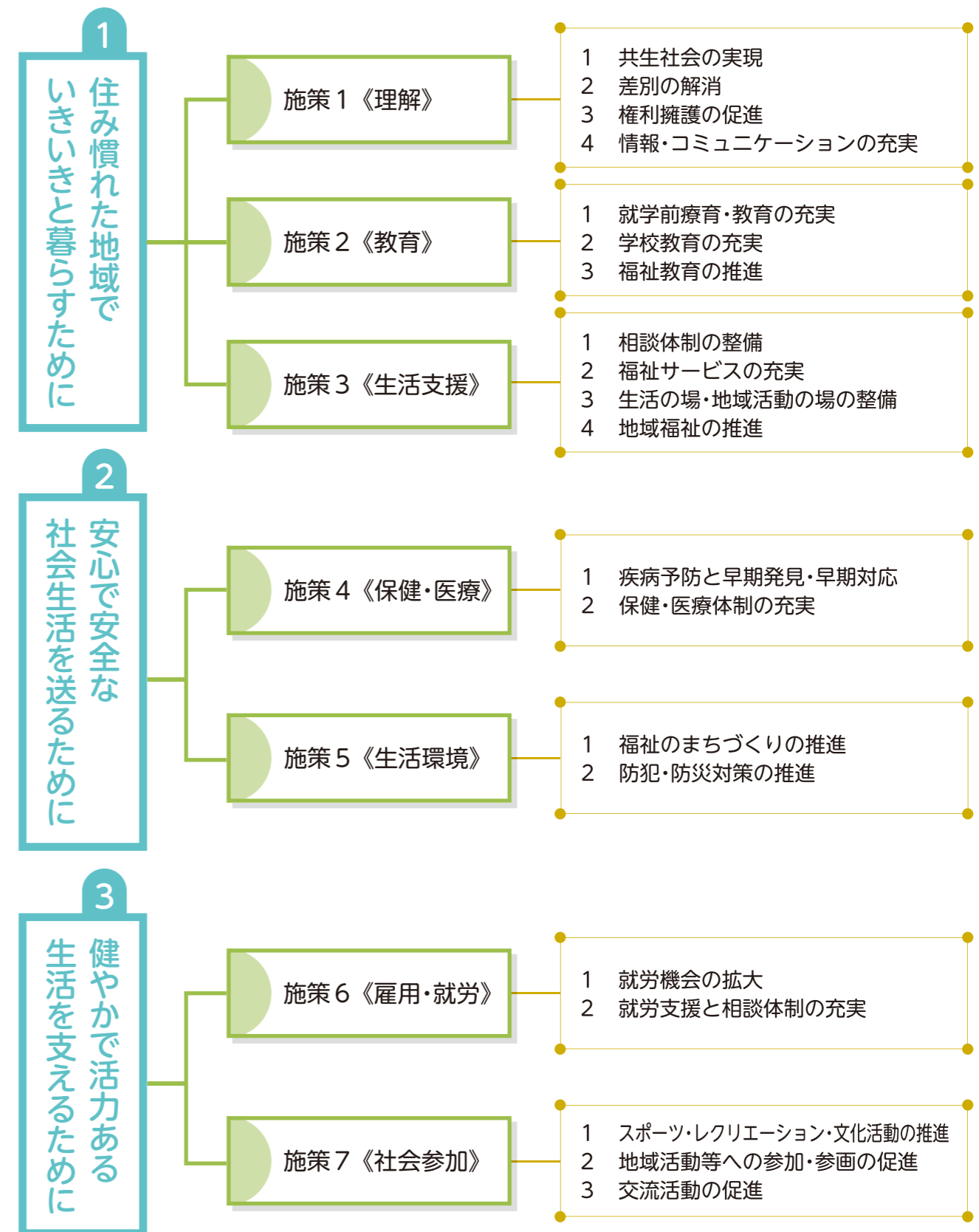
地域共生社会の実現をより一層推進していくため、引き続き「地域の輪がひとつになって」を基本理念に掲げます。

障がいのある人が、ライフステージに応じた必要な支援を受けながら、社会活動等に積極的に参加し、住み慣れた地域で自分らしく安心して生活できるよう、誰もがいきいきと暮らし、ひとりひとりが輝けるまちづくりを目指します。



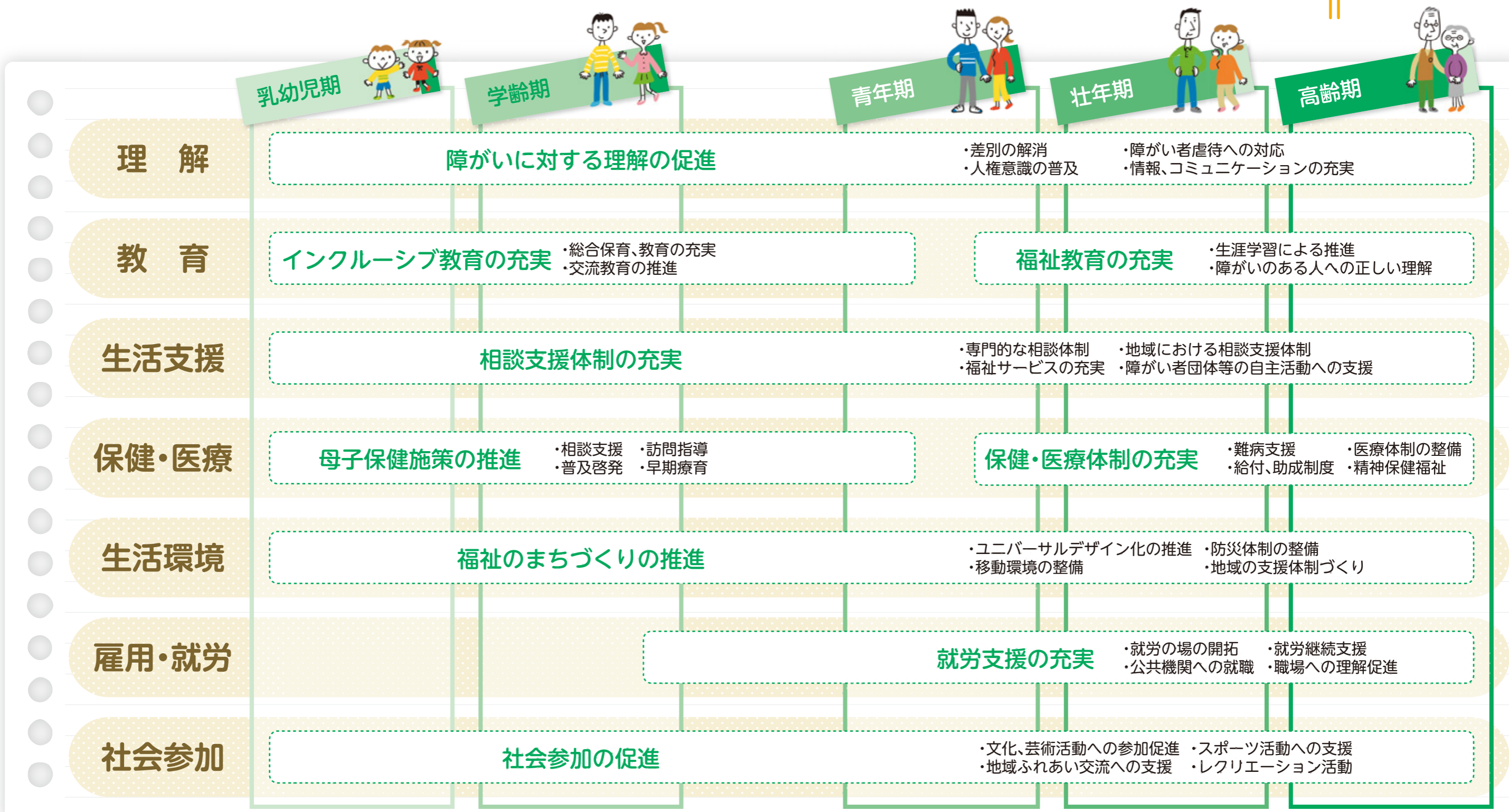
施策の体系

基本理念 地域の輪がひとつになって



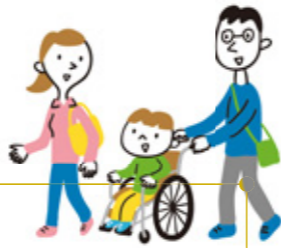
ライフステージに応じた

切れ目のない支援



障がい者計画

基本目標 ① 住み慣れた地域でいきいきと暮らすために



施策1《理解》

- 1 共生社会の実現**
 - 地域共生社会の形成
 - 包括的な支援体制の構築
- 2 差別の解消**
 - 障がい者差別解消への取組の充実
 - 人権意識の普及
- 3 権利擁護の促進**
 - 権利擁護体制の確立
 - 障がい者虐待への対応
- 4 情報・コミュニケーションの充実**
 - 広報紙の充実と活用
 - 関係機関・組織による広報・啓発
 - 「障がい者週間」等の周知と行事の活用
 - ヘルプマーク、ヘルプカードの周知
 - 意思疎通支援事業の推進
 - 手話奉仕員養成研修事業の推進

施策2《教育》

- 1 就学前療育・教育の充実**
 - 療育体制の充実
 - 総合保育・教育の充実
 - 保育・教育施設の整備及び人的配置の充実
 - 就学指導の充実
- 2 学校教育の充実**
 - 教育相談の充実
 - 特別支援教育の推進
 - 交流教育の推進
 - 進路指導の充実
 - 学校設備の整備・充実
- 3 福祉教育の推進**
 - 学校教育における福祉教育の推進
 - 生涯学習による福祉教育の推進
 - 保護者に対する理解の促進

施策3《生活支援》

- 1 相談体制の整備**
 - 相談支援の充実
 - 専門的相談への対応
 - 発達障がいのある人に対する支援
 - 地域における相談活動の充実
 - 相談支援ネットワークの整備
- 2 福祉サービスの充実**
 - 障がい状態等の的確な把握
 - ケアマネジメント体制の充実
 - 訪問系サービスの充実
 - 移動支援の充実
 - 日中活動系サービスの充実
 - 一時的支援の充実
 - 日常生活用具等の支援の充実
 - 各種福祉手当の支給
 - 各種助成制度等の実施
- 3 生活の場・地域活動の場の整備**
 - 地域活動の場の確保
 - 施設等から地域生活への移行促進
- 4 地域福祉の推進**
 - 地域における見守りネットワークづくり
 - 障がい者団体等の自主活動への支援
 - まほろば「あいサポート運動」の促進

基本目標 ② 安心して安全な社会生活を送るために



施策4《保健・医療》

- 1 疾病予防と早期発見・早期対応**
 - 母子保健施策の推進
 - 障がいへの対応・支援
 - 精神保健福祉の充実
- 2 保健・医療体制の充実**
 - 医療体制の整備
 - リハビリテーション体制の充実
 - 難病患者への支援
 - 医療費の給付・助成制度の実施
 - 感染症対策の情報発信

施策5《生活環境》

- 1 福祉のまちづくりの推進**
 - 公共施設等のユニバーサルデザイン化の推進
 - 道路環境の整備
 - 移動環境の整備
 - 移動環境の推進
 - 居住環境の整備
- 2 防犯・防災対策の推進**
 - 防災体制の整備
 - 地域における支援体制づくり
 - 消費者被害の防止

基本目標 ③ 健やかで活力ある生活を支えるために



施策6《雇用・就労》

- 1 就労機会の拡大**
 - 就労の場の開拓
 - 企業に対する就労の啓発
 - 公共機関への就労の促進
 - 就労施設等からの物品等の購入の促進
- 2 就労支援と相談体制の充実**
 - 相談・助言体制の充実
 - 就労移行支援の充実
 - 就労継続支援の充実
 - 就労定着支援の充実
 - 安定した就労への支援

施策7《社会参加》

- 1 スポーツ・レクリエーション・文化活動の推進**
 - スポーツ活動への支援
 - レクリエーション活動の推進
 - 文化・芸術活動への参加促進
- 2 地域活動等への参加・参画の促進**
 - 地域活動への参加支援
 - 政策・方針決定の場への参画
- 3 交流活動の促進**
 - 地域ふれあい交流の促進
 - 文化・スポーツ・レクリエーション活動による交流拡大

第6期障がい福祉計画

① 施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針	本市の目標
①地域生活に移行する人数 令和5年度末で、令和元年度末時点の施設入所者数(30人)の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。	2人
②施設入所者数の削減 令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数(30人)から1.6%以上削減することを基本とする。	1人

入所施設事業者と入所者の地域移行に関する情報を共有し、希望する障がいのある人がスムーズに地域生活に移行できるよう、相談支援事業者等、関係機関と連携して支援体制を構築します。

② 地域生活支援拠点等の整備

国の基本指針	本市の目標
令和5年度末までの間、各市町村または各圏域に1つ以上を確保しつつ、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。	1か所

地域生活支援拠点については、中和地区3市1町障がい者自立支援協議会にて、協議しています。圏域内に整備できるよう、今後も協議を行います。

③ 福祉施設から一般就労への移行

国の基本指針	本市の目標
①一般就労への移行者数 令和元年度の一般就労への移行実績(5人)の1.27倍以上が令和5年度中に一般就労に移行することを基本とする。	8人
ア. 就労移行支援事業 令和元年度の一般就労への移行実績(2人)の1.30倍以上とすることを基本とする。	3人
イ. 就労継続支援A型事業 令和元年度の一般就労への移行実績(3人)の概ね1.26倍以上とすることを基本とする。	4人
ウ. 就労継続支援B型事業 令和元年度の一般就労への移行実績(0人)の概ね1.23倍以上とすることを基本とする。	1人
②就労定着支援事業利用者 令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。	3人
③就労定着支援事業の就労定着率 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。	1か所

障がいのある人の個性と能力に応じた就労先が見つかるよう、就労支援に関わる関係機関と連携し一般就労への移行を促進します。

就労定着支援事業については、市内での就労定着率8割以上の事業者の確保に努めます。

④ 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針
令和5年度末までに、各市町村または各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

中和地区3市1町障がい者自立支援協議会及び市の相談支援事業所連絡会議の場を活用し、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保を図ります。

⑤ 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の基本指針
令和5年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を確保することを基本とする。

障がい福祉サービスの提供に関する内容等の質の向上を目指し、研修に参加する等、職員が「障害者総合支援法」の具体的内容を理解するための取組を実施できる体制を図ります。

障がい福祉サービス

1 訪問系サービス

	実績	第6期計画期間(計画値)			
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	時間/月	592	636	645	654
重度訪問介護	時間/月	202	270	270	270
同行援護	時間/月	43	128	128	128
行動援護	時間/月	538	707	783	859
重度障がい者等包括支援	時間/月	0	0	0	0

※「時間/月」=月間平均の延べ利用時間

2 日中活動系サービス

	実績	第6期計画期間(計画値)			
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人日/月	1,710	1,823	1,901	1,978
自立訓練(機能訓練)	人日/月	27	45	45	45
自立訓練(生活訓練)	人日/月	19	60	60	75
就労移行支援	人日/月	119	189	231	273
就労継続支援A型	人日/月	441	616	660	704
就労継続支援B型	人日/月	1,320	1,440	1,530	1,620
就労定着支援	人/月	2	3	3	3
療養介護	人/月	5	6	6	6
短期入所(福祉型)	人日/月	118	175	196	217
短期入所(医療型)	人日/月	6	8	8	8

※「人日/月」=月間平均の実利用人数×1人1月当たりの平均利用日数
※「人/月」=月間平均の実利用人数

3 居宅系サービス

	実績	第6期計画期間(計画値)			
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助(グループホーム)	人/月	27	30	32	34
施設入所支援	人/月	30	30	30	29
自立生活援助	人/月	0	1	1	1

※「人/月」=月間平均の実利用人数

4 相談支援サービス

	実績	第6期計画期間(計画値)			
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人/月	29	33	36	39
地域移行支援	人/月	0	1	2	2
地域定着支援	人/月	0	1	2	2

※「人/月」=月間平均の実利用人数

地域生活支援事業

1 必須事業

	実績	第6期計画期間(計画値)				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
理解促進研修・啓発事業	有無	有	有	有	有	
自発的活動支援事業	有無	無	有	有	有	
相談支援事業	か所	6	6	6	6	
成年後見制度利用支援事業	有無	有	有	有	有	
意思疎通支援事業	手話通訳者等派遣事業	件/年	24	25	30	35
	要約筆記者等派遣事業	件/年	1	3	3	3
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	件/年	0	2	2	2
	自立生活支援用具	件/年	2	5	5	5
	在宅療養等支援用具	件/年	5	5	5	5
	情報・意思疎通支援用具	件/年	2	5	5	5
	排泄管理支援用具	件/年	987	1,000	1,020	1,040
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	件/年	1	2	2	2	
手話奉仕員養成研修事業	人/年	13	13	15	15	
移動支援事業	時間/月	597	650	680	710	
地域活動支援センター事業	I型(市内)	人/月	18	20	22	24
	I型(市外)	人/月	5	10	11	12
	II型(市外)	人/月	1	3	3	3

※「時間/月」=月間平均の延べ利用時間
 ※「人/月」=月間平均の実利用人数

2 任意事業

	実績	第6期計画期間(計画値)			
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴サービス事業	人/月	1	2	2	2
更生訓練費給付事業	人/月	0	1	1	1
日中一時支援事業	人/月	17	22	24	26
福祉ホーム事業	人/月	1	1	1	1
社会参加支援事業	回/年	1	1	1	1
自動車運転免許取得費補助事業	人/年	0	1	1	1
自動車改造費補助事業	人/年	0	1	1	1

※「人/月」=月間平均の実利用人数

第2期障がい児福祉計画

障がい児支援の提供体制の整備等

国の基本指針	本市の目標
児童発達支援センターの設置 令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。	1か所
保育所等訪問支援の実施 令和5年度末までに、各市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。	有
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保 令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。	1か所
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置 令和5年度末までに、各市町村または各圏域において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児に関するコーディネーターを配置することを基本とする。	有



児童発達支援センターは圏域内に1か所設置されており、本市の児童の受け入れも行っていきます。本市では障がいのある子どもを児童発達支援センターの支援につなげられるよう、引き続き相談支援及びニーズの把握に努めます。

保育所等訪問支援を受けられる事業所については圏域内に設置されており、保育・教育機関との連携により、保育所等訪問支援等の提供体制の強化に努め、必要な支援が提供されるよう取り組みます。

重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所は、圏域内に1か所設置されており、必要なニーズへの対応を図っていますが、より迅速な対応ができるよう、体制整備を検討します。

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置については、こども・若者サポートセンター、中和地区3市1町障がい者自立支援協議会、相談支援事業所等と、医療的ケアを必要とする子どもの支援に関する協議を行っていますが、今後も関係機関と連携し、協議の場の確立に取り組みます。

インクルーシブ教育を推進して重層的な地域支援体制の構築を目指し、医療的ケアを必要とする子どもが健診により早期に発見され、心理士や療育教室、病院等につながるよう、切れ目のない支援体制の強化に努めます。

また、医療的ケア児支援のためのコーディネーターは相談支援事業所に配置していますが、各分野の支援の利用を調整できるコーディネーターをさらに確保するため、各種研修等への参加を促します。

障がい児福祉サービス

		実績	第6期計画期間(計画値)		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人日/月	228	398	413	428
放課後等デイサービス	人日/月	1,338	1,518	1,650	1,771
保育所等訪問支援	人日/月	2	3	4	4
医療型児童発達支援	人日/月	0	16	16	16
障がい児相談支援	人/月	28	33	37	41
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	1	1	1

※「人日/月」=月間平均の実利用人数×1人1月当たりの平均利用日数
 ※「人/月」=月間平均の実利用人数

葛城市障がい者計画・第6期葛城市障がい福祉計画・第2期葛城市障がい児福祉計画 【概要版】

発行年月:令和3年3月

発行者:葛城市 保健福祉部 社会福祉課

【當麻庁舎】
 〒639-2197
 奈良県葛城市長尾85番地
 T E L 0745-48-2811(代)
 F A X 0745-48-3200

【新庄庁舎】
 〒639-2195
 奈良県葛城市柿本166番地
 T E L 0745-69-3001(代)
 F A X 0745-69-6456